

緊急通報装置貸与（シルバーホンあんしん）

居宅の電話機に取り付けた機器のボタンもしくは、自宅内で身につけることが可能なペンダントのボタンを押すことにより、緊急事態を消防署に通報することが可能な機器です。

対 象 以下の全ての条件を満たす方に貸与することができます。

- ① おおむね 65 歳以上の独り暮らし高齢者または、高齢者のみの世帯、もしくは、日中独居の方で、緊急時に適切な対応が困難な方。
- ② 固定電話の回線が NTT であること。

費 用

- ・前年度所得税が世帯全体で非課税の場合
費用負担なし。
- ・前年度所得税が課税の方が世帯にいる場合
通報装置の設置料 約 3, 140 円
毎月のレンタル料 約 410 円

※費用負担の有無に関わらず、転居、協力員情報の変更、ペンダントの紛失、廃止案内後に速やかに機器を撤去されない場合等は費用の自己負担が生じます。

通報時の流れ

- ① ボタンを押す。
- ② 消防本部指令課にある受信用電話機に通報者の電話番号が表示される。
- ③ 消防本部より通報者に電話をかけ状況を確認。
- ④ 本人が電話にできる事もできず、状況が確認できない場合に救急車を出動させる。
- ⑤ 病院等へ搬送。
- ⑥ 協力員に搬送されたことを通知。

協力員の登録

- ・緊急時の連絡先として、ご親族等の登録を 2 か所まですることができます。
(1 か所は必ず登録する必要があります。)

留意事項

- ・ペンダントは屋外に出ると使用できません。

習志野市役所 高齢者支援課
習志野市津田沼 5-12-4 仮庁舎 3 階
電話番号: 047-453-9225 (直通)